

**校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに関するガイドライン**

令和3年(2021年)12月

草津市教育委員会

## 1. 定義

校則は学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律とします。具体的には、小学校では「〇〇学校の決まり」、「生活のきまり」、「よい子の一日」、中学校では「校則」、「生徒心得」などと呼んでいます。

## 2. 意義

校則(学校生活のルールや決まり)は、児童生徒が集団生活の場である学校において、守るべき規範として働くものです。児童生徒が、将来社会規範を遵守する意識を涵養していくとともに、善悪の判断をしっかりと行う能力を育みます。

## 3. 方針

文部科学省による生徒指導の3機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」に沿うことを基準にし、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則や決まりを自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう、以下の方針を踏まえて指導を行います。

- ① 社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童生徒の実情や保護者の考え方、学校や地域の状況に応じて適切に策定および運用を行うこと。
- ② しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまでは校則とせず、学校の教育目標として位置付けて取り組むことや、児童生徒の主体的な取り組みとする視点ももつこと。
- ③ 児童生徒の個々の状況を踏まえ、画一的にならないよう配慮すること。特に障害のある児童生徒への合理的配慮、他文化を背景にもつ児童生徒や性の多様性に対してのきめ細やかな対応を踏まえた配慮を行うこと。
- ④ 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、内容については絶えず見直す機会を設定すること。見直しの際には、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者の意見や地域の状況を取り入れること。

#### 4. 見直しのあり方

##### (1) 目的

校則(学校生活のルールや決まり)は、社会規範の遵守について適切な指導を行う上で大変重要であり、教育的意義を有していると言えます。その内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めるとされており、社会環境の変化が大きい現代においては、絶えずその内容を見直し、その合理性を検証する必要性があります。

また、見直しの最終決定は校長の権限ですが、児童生徒や保護者、地域が何らかの形で参加することで、児童生徒に自信を与える契機となり、学習面や部活動で成果が上がった事例があります。


##### (2) 手順

校則(学校生活のルールや決まり)の見直しは、決まりに対する理解を深め、決まりを自分たちのものにしていくとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培うことができる機会となります。また、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため積極的な見直しを行う必要があります。

これらの主旨を踏まえ、以下の手順に沿って必要な見直しを行うものとします。

- ① 児童生徒が主体的に考える機会を設けるために、生徒会や学級会などの場を通じて児童生徒が校則(学校生活のルールや決まり等)について話し合う活動を行うこと。
- ② 保護者や地域の意見が反映されるよう、PTA アンケートや学校評価に校則(学校生活のルールや決まり等)についての項目を設定すること。また、学校運営協議会等を通して、その結果についての協議を行うこと。
- ③ 各学校においては、校則(決まり)検討委員会等の、校則(学校生活のルールや決まり等)に関する検討を行う組織を設置し、毎年計画的に見直しができる体制づくりを行うこと。
- ④ 見直した内容については、速やかに学校だよりや学校 HP 等にて児童生徒や保護者、地域に周知すること。

(3) 工程(スケジュール)

	教育委員会事務局	学 校
4 月 ~ 2 月		見直しの実施  結果の公表 (学校だよりや学校 HP 等にて 生徒・保護者・地域への周知)
2 月	報告受理	見直しの報告
3 月	ガイドライン検証	

(4) 見直すべき内容

校則(学校生活のルールや決まり)は、〇〇らしい等の抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして必要かつ合理的な内容であることを説明できなければなりません。以下に示すような内容については見直しを行うこととします。

- ① 生まれ持った性質や性の多様性の配慮について  
例) 髪の色を黒に限定し、地毛の色を許さない。  
例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がない。  
例) 性別によって、違った髪型の規定をしている。
- ② 健康上の配慮について  
例) 防寒着の禁止など、体調維持に問題が生じる。  
例) 時間内に給食を残さず食べ終えるなど、健康被害につながる。
- ③ 合理的な理由を説明できない校則(決まり)について  
例) 靴、靴下等の色を、白に限定している。

上記はあくまでも例示であり、これ以外にも必要かつ合理的であることの説明が難しいと思われる内容については積極的に見直しを行うこととします。